

-その他-

**No.63 高齢者虐待防止事業**

高齢者に対する虐待を防止し、早期に発見・対応するため、相談窓口の設置や保健師、社会福祉職等による支援を行います。

また、講演会、研修会等による啓発や養護者への支援を行うことで、高齢者虐待を防止する体制の充実を図ります。

**【相談窓口】**

区	窓口担当	TEL	FAX
鶴見	高齢・障害支援課	510-1773・1775	510-1897
神奈川		411-7110	324-3702
西		320-8410	290-3422
中		224-8167	224-8159
南		341-1139	341-1144
港南		847-8415	845-9809
保土ヶ谷		334-6328	331-6550
旭		954-6125	955-2675
磯子		750-2417～2419	750-2540
金沢		788-7777	786-8872
港北		540-2327	540-2396
緑		930-2311	930-2310
青葉		978-2449	978-2427
都筑		948-2306	948-2490
戸塚		866-8439	881-1755
栄		894-8415	893-3083
泉	800-2434	800-2513	
瀬谷	367-5731	364-2346	

身近な地域の地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）でもご相談できます。

その他、

**【在宅介護サービス従事者による虐待を発見した場合】**

担当課	TEL	FAX
健康福祉局 介護事業指導課	671-2356・3461	550-3615

**【介護保険施設等の従事者による虐待を発見した場合】**

担当課	TEL	FAX
健康福祉局 高齢施設課	671-3923	641-6408

No.64	<b>介護相談員派遣事業</b>
<p>介護相談員は、介護サービスの提供の場を訪ね、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、サービス提供事業所との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上などを図ります。</p> <p>介護相談員派遣事業では、介護相談員として登録されている方を特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等に派遣します。</p> <p>(介護相談員とは利用者の立場に立ち、介護を必要とする高齢者の相談に応じることのできる熱意と人格を持った人で、「介護相談員養成研修」の修了者が登録され、活動しています。)</p> <p>横浜市内各施設からの派遣申出により、各区から介護相談員を派遣しています。</p> <p>※施設派遣については、令和2年2月～新型コロナ感染予防のため当面の間、中止としています。</p> <p><b>1 活動内容</b></p> <p>1 施設に月1～2回程度(原則2人1組、1回約2～3時間程度)訪問し、サービス利用者・家族からの相談を聴き、施設職員と共有・意見交換を行います。</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】又は健康福祉局 介護事業指導課 671-2356

No.65	<b>介護給付費適正化事業</b>
<p>介護サービスの質の向上と介護保険財政の健全な運営を図るために、利用者向けの介護給付費通知の発行や、サービス提供事業者への文書照会及び指導等を行い、不適正な介護報酬請求を防止します。</p> <p>主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護報酬請求の適正化</li> <li>②介護報酬返還請求</li> <li>③介護給付費通知の送付</li> <li>④レセプト点検・ケアプラン点検</li> <li>⑤住宅改修の質の向上</li> <li>⑥要介護認定の適正化</li> </ul>	
窓 口	健康福祉局 介護保険課 671-4255